

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 31 日現在

機関番号：37401

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530110

研究課題名（和文） 政策形成の阻害要因と除去処方に関する実証的研究－水俣病事件を事例として

研究課題名（英文） A Study on the Obstacles and Its Removal Method in the Policy Making – a Case of Minamata Disease

研究代表者

永松 俊雄（NAGAMATSU TOSHIO）

崇城大学・工学部・教授

研究者番号：00515934

研究成果の概要（和文）：

本研究では、有効な政策が長期間形成されない環境被害の典型事例として水俣病を取り上げ、社会制度上の阻害要因や関係者間のフレーミング・ギャップ、不信と対立関係の深化等が、問題解決を阻害する基盤的要因となっており、環境被害地域の再生、復興を早期に図るには、政策決定・実施プロセスへの利害関係者の参加と、失われた関係性、協働性の回復が不可欠であることを実証的に明らかにしたものである。

研究成果の概要（英文）：

This study was concerned with Minamata disease as an example of the environmental tragedy that the effective policy was not formed for a long term. Through this study, it became clear that the disincentive in the social system, the framing gap, deepening of the distrust and antagonism among stakeholders became basic factors which obstructed the solution. Also, it was confirmed that the stakeholders participate in the policy making process and collaboration relations recovery are indispensable to revive early of environmental pollution area.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,800,000	540,000	2,340,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・公共政策

キーワード：政策過程、フレーミング、水俣病

1. 研究開始当初の背景

わが国では深刻な環境被害、健康被害が生じた場合、長期にわたって抜本的な対策が講

じられない傾向にある。公害被害を始めとして薬害被害、原爆症被害などがその例であり、現在でも十分な社会的解決が実現していない事案は少なくない。本研究が対象とする水

俣病も、公式発見から半世紀を超えてなお解決をみない典型事例の1つである。

水俣病問題に関する研究者のこれまでの主な関心は、病像論、患者認定問題、企業や行政の責任、地域住民との軋轢や修復など、被害者を巡る直接的な諸問題にあったことから、主に医学、法学、社会学、経済学等の分野において知見が蓄積されてきた。一方で、被害の深刻さにもかかわらず、政治学や公共政策学分野における研究は未だ乏しい。救済を受けるために被害者が半生をかけなければならない事態を避けるには、どのような政策処方や政策形成過程のマネジメントが求められるのか、十分な知見が蓄積されてきたとは言いがたい状況にある。

2. 研究の目的

本研究では、以下の3点を明らかにすることを目的とした。

(1) 政策構造と政策過程

半世紀に及ぶ水俣病対策の政策構造と政策過程を検証する。特に、2009年に成立、施行された水俣病特措法は、課題解決と解決阻害効果の双方を内包する特異な政策であることから、同法の政策構造及び成案化に至った政策形成プロセスを検証する。

(2) 政策形成の阻害要因と除去処方

水俣病を事例として、課題解決のための政策形成が阻害され、結果として政策課題が長期にわたって解決されない社会的要因を実証的に抽出するとともに、その要因除去の処方と課題について検討を行う。

(3) フレーミング(認識枠組み)と政策形成過程における合意形成について

課題解決が長期化する事案の特徴の1つは、アクター(関係者)間で事実認識が大きく異なる点にある。1つの事実に異なった解釈がなされ、解決すべき課題や解決水準に関するフレーミング・ギャップが存在するためである。本研究では、政策形成過程をフレームの形成、フレームの争い、フレームの再定義のプロセスとしてとらえ、協働的合意形成の必要性についての検討を行う。

3. 研究の方法

水俣病に関しては、関係者によって問題認識が大きく異なることから、公表された既存資料の収集のほか、関係者(環境省、総務省、熊本県、水俣市、チッソ、被害者団体、被害者支援団体等)への聞き取り調査を重ねるとともに、水俣病に関心を持つ研究者との意見交換(環不知火地域再生研究会等)を行うなど情報の多角的収集に努め、水俣病問題の全

体像の描出に取り組む。

次に、水俣病対策の歴史の変遷をたどりながら、政策構造及び政策過程分析を行う。具体的には、発生初期の対応から公健法、1995年の政治解決、水俣病特別措置法に至るまでの政策対応と、被害者、原因企業、行政の相互関係と他のアクターに対する認識・評価、各アクターの行動様式、政策プロセスへの影響力について分析を行う。また、課題解決の促進剤とも弛緩剤ともなってきた司法判断が政策プロセスに与えた影響についても検討を行う。

上記分析を踏まえ、明らかになった各アクターのフレーミング・ギャップに関し、各アクターの利益フレーミング(何を利益とみなしているか)を確認したうえで各アクターの行動とその成果について検証する。

これらの検討を通して、環境被害に共通して見られる特徴と長期間問題が解決されない社会的要因の抽出を試みる。また、問題解決津の大きな阻害要因として作用する関係者間の不信と対立深化の要因及びその除去手法について検討を行う。

4. 研究成果

(1) 政策構造と政策過程

水俣病被害者に対する政策対応は、緊急に対応を要する被害者対策から始まり、救済を求める被害者の数十年にわたる社会闘争を通して段階的に救済範囲が広げられ、被害の程度に応じた対策が積積み重ねられてきた。

① 公健法に基づく認定及び補償給付

水俣病が公式確認されたのは1956年だが、発生当初は原因不明の奇病とされ、原因物質と因果関係の特定が大幅に遅れた。これは、当時の科学水準では立証が困難であったこと、チッソが情報の公表を拒否するなど原因解明や被害拡大防止に非協力的であったこと、国の対応部署が不明確であり各省庁間の調整が困難であったこと等によるものである。国が水俣病に関する統一見解を出したのは公式発見から12年後(1968年)だったが、その翌年に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(後の公健法)」が施行された。これは、水俣病を始めとして全国で発生した公害被害が容易に決着せず、不満を募らせた被害者が過激な抗議行動に出るなど、放置し得ない状況になっていたためである。

公健法は、公害被害の迅速な解決を図る観点から、行政が原因者と被害者の間に立って被害者の救済を図ることを目的に立法化され、認定者に対して療養費、障害補償、遺族補償費、児童補償手当、療養手当などを給付するものである。同法は、対象を「水俣病にかかっている者」としつつも、運用上は日常

生活に著しい支障が生じている（迅速な救済を必要とする）被害者を対象としていたことから、水俣病に見られる複数の症状があること（52年判断条件）を認定基準としていた。

また、因果関係証明の困難さや認定審査会の処理能力の限界から、多数の認定申請者が長期間処分保留とされ、同法の趣旨である迅速な救済が図られなかったことから、行政の不作為が問われるとともに、大量の棄却処分者が出たことから、棄却者の多くが訴訟による救済を求めることになった。

② 補償協定に基づく補償

被害補償は一義的には当事者間の民事問題とされていたことから、多くの被害者がチッソに対する損害賠償訴訟を起こした。1973年の熊本地裁判決に敗訴したチッソは、公健法の認定患者と被害補償に関する民事協定（補償協定）を結んだ。補償内容は1,600万円～1,800万円の慰謝料、治療費（医療費全額）、介護費、終身特別調整手当等である。補償協定対象者は公健法の認定患者とされたことから、認定患者は全員が補償額の高い同協定を選択し、公健法は補償協定対象者を選別する基準として機能することとなった。

補償金支払累増によりチッソの経営が危機的状況に陥ったため、同社に対する公的支援が開始されたが、一方で同協定は症状の重い被害者を対象としていたことから、多くの被害者が救済されずに残ることとなった。

③ 政治による解決（1995年の救済）

補償協定の前提となる公健法認定申請者の大半は棄却処分を受けたことから、訴訟が相次いだ。そのため、当時の与党（自民党他）が紛争収拾による水俣病問題の最終的解決を図るべく、水俣病訴訟原告団に対して未救済の被害者を対象とした救済策を提案、紆余曲折を経たが最終的には関西訴訟を除く原告団はこの救済策を受入れ、訴訟を取り下げた。救済策の内容は、水俣病にも見られる四肢末梢優位の感覚障害を有する者に、チッソが一時金260万円を支払うとともに、国・熊本県が医療費、療養手当等を支給するものであった。

④ その他の行政による救済

1980年代、公健法の認定棄却者の累増に対する当面の措置として、1992年6月から医療事業、健康管理事業等を内容とする総合対策事業が実施された。また、最高裁判決後の2005年4月に、総合対策医療事業（医療手帳、保健手帳）が拡充された。

⑤ 水俣病特別措置法に基づく新救済策

2004年の最高裁判決以降、再び公健法の認定申請が急増したことから、救済を受けるべ

き人々があたら限り救済されるために、国が水俣病被害者への救済措置の方針を定めるとともに、将来にわたる補償を確保するための原因企業の経営形態の見直し（企業分社化）に関する議員立法が成立（2009年）、1人当たり210万円の一時金、国・熊本県による療養手当と医療費の自己負担分の支給等を内容とする新救済策が実施された。同法は、チッソの要請を受けた自民党が中心となり、分社化実現のための法案骨子を策定したことに端を発する。分社化によって債務のない新会社を設立し、その新株売却益で累積債務を一掃するというものであり、その後、新救済策との抱き合わせで成案化されたものである。

⑥ 司法による救済

しばしば被害者救済策実現の端緒となってきたのが判決であった。水俣病の発生当初から、チッソや行政の対応に不満を持つ被害者の多くが司法に救済を求めた。熊本水俣病第1次訴訟、第2次訴訟など多数の裁判が提訴されたが、いずれも結審までには長期間を要した。第2次訴訟の判決確定（1985年）以降も多くの未救済者が訴訟を提起したが、紛争解決を目指す1995年の救済策（政治救済）に応じて、その多くは訴訟を取り下げた。唯一水俣病関西訴訟だけが係争を継続したが、最高裁（2004年）は、国と熊本県の賠償責任を認めるとともに、公健法の認定基準を満たさない一部の原告（51人）について、損害賠償（400万～800万円）を認めた。これが水俣病特措法成立の契機となった。

なお、判決は原告と被告間の紛争を決着させる一方で、一審、二審の判決が裁判所ごとに異なり、判決内容についても複数の解釈が可能であったことから、新たな紛争を生起させる機能を併せ持つものであった。

（2）政策形成の阻害要因

水俣病を始めとする環境被害には、以下のような共通した特徴が指摘される（宮本：2007、除本：2011、永松：2012）。

- ① 事後的には金銭的補償が不可能な、絶対的・不可逆的被害を含むものである。
- ② 被害は生物的弱者から広がる。
- ③ 被害は社会的弱者に集中する。
- ④ 環境被害は「予想外の事件」として発生する。
- ⑤ 有害物質による汚染状況の正確な把握や、完全な回収、処理は困難である。
- ⑥ 環境被害の実態把握は難しく、因果関係の立証が難しい。
- ⑦ 政策対応（被害拡大防止、環境修復、被害者対策）は遅れる。
- ⑧ 被害者・原因者間の紛争は長期化する。これらの事象が繰り返される社会的要因

は、以下のとおりである。

第1に、利己的行動を正当化し、利益の争奪を促進する市場経済主義の浸透である。水俣病は戦後復興期に発生したが、当時はチツソが国民経済にもたらす経済的利益の方が、被害者が蒙る損失より大きいと考えられていた。通産省は終始チツソを擁護し、経済的恩恵を受けている地域住民も職を失うことを恐れ、あるいは恩義ある会社を危機に追い込むことをためらい沈黙を守り続けた。多くの水俣市民も、チツソを糾弾し企業城下町の将来を危うくする被害者を疎ましく思い、被害者の孤立化と闘争の先鋭化が進んでいくことになった。

第2に、科学技術の偏向的発展と知見の限界が挙げられる。経済活動と密接なかかわりを持つ科学技術分野では、経済的利益を誘発する(利用価値の高い)科学技術が優先され、使用リスクに対する技術開発は大きく遅れるのが一般的である。また、現在の科学技術は、環境被害の全容を解明し、あるいは自然環境や私たちの心身を以前と同じように復元するレベルには遠く至っていない。加えて、唐木(1980)が「研究への没頭と倫理観の欠如」と評したように、因果関係の科学的解明に関する社会的責任を担う研究者が、現在の科学的知見に囚われて未知の可能性を否定する過誤を侵すこともある。

第3に、政治の不在が挙げられる。環境被害の多くは、そのような事態を想定した法令がなかったという意味で、本来的には政治(立法)領域の問題である。しかし、この種の政治的リスクを伴う社会課題については、多くの政治家が直接関与することを避け、立法府の政策形成機能が発揮されにくい。

第4に、環境被害への対応に関する行政組織の構造的な問題が指摘される。環境被害の対応責任は一義的には原因者にあり、被害者への補償についても(原因者と被害者間の)民事問題と位置づけられる。従って、行政の対応は、被害への応急的対応や原因者の環境修復や被害補償能力が不十分な場合の財政支援などに限られてきた。また、行政は政策執行機能と政策形成機能を合せ持っているが、積極的価値が見出せない政策課題については、現行制度での抜本的対応は困難との制度解釈を根拠に、政策執行者としての立場への「引きこもり」が選択されやすい。

さらに、橋本(1999)が「石油化学工業育成計画と日本の地域工業化による高度経済成長の時代に発生した、重大な深刻な産業公害を巡る科学的因果関係究明に偏した行政・政策の方針と、各省の所管権限をめぐるセクショナリズムのもたらした大きな失敗である」と指摘したように、分立割拠する省庁間の利害対立も、統一的、包括的な政策対応を困難にする制度的障害として機能した。

第5に、日本の中央集権的統治システムと責任の所在の曖昧さが挙げられる。我が国ではエリートによる統治を基本とする中央統制が強固に構造化されており、権限や財源、政策関係情報はもっぱら国で集中的に管理、統制され、地方自治体は国が決定した政策の実施機関として位置づけられている。指示、監督権を国が持ち、現場で問題解決にあたる自治体には、重要事項に関する実質的決定権は与えられていないのが実態である。また、国と自治体の所管領域、果たすべき役割の違いは極めて曖昧であり、責任の所在の不明確さも、政策課題放置の一因として作用している。

これらの要因は、いずれも社会構造化して存在するものであり、被害者の努力だけでは容易に解消し得ない性格を持つものである。

(3) フレーミング問題

社会構造的な阻害要因に加えて指摘されるのが、関係者の認識枠組み(フレーミング)である。物事の記述の仕方や表現が、私たちの理解や意思決定に影響を及ぼすことをフレーミング(framing)効果と言うが、フレーミングとは問題のとらえ方や状況の定義の仕方、情報や知識を組織化する認識の仕方を指している(Tversky and Kerneman: 1981)。

環境被害における紛争の基本的な原因は、関係者ごとに問題のとらえ方が大きく異なっていることにある。同じ事実に異なった解釈を与える、あるいは異なる情報を選択して状況を理解するために、解決すべき課題や必要とされる政策に対する認識に大きなギャップが生じることになる。

紛争の端緒となるのが、解決すべき問題は一体何かという「課題フレーミング」であり、関係者の行動や求める政策がそれによって大きな影響を受けることになる。その中で、問題解決に大きな影響を与えるのが、なぜ問題が生じたのかという「因果ストーリー」である。因果ストーリーは、関係者の利益がフィルターとなって情報の選別や事実への解釈が加えられて構成される。天災か人災か偶発的か意図的か、どちらに解釈するかで私たちの対応は大きく変わることになる(Stone: 1989)。課題フレーミングに大きな影響を与えるのが利益であり、何をどのような形で利益としてとらえるかは、関係者の社会的な立場や関心によって大きく異なる。

また、関係者間の対立が激しく信頼関係のない交渉においては、相手の裏切りが予想されることから、協調的手段を取ることができない。関係者はいずれも協調ではなく対立・拒否を選択することが自らの利益を最大にする選択となるが、関係者全体の利益を最大にする行動選択が取れない囚人のジレンマと同様の状況におちいる場合もある。水俣病

も、被害者とチッソ、行政間、あるいは中央（国・チッソ）と地方（被害者・地元自治体）間で、相互不信と厳しい対立関係が半世紀にわたって続き、関係者間のコミュニケーション（円滑な情報伝達と理解の共有）が困難となった事例の1つである。

また、私的利益と社会的利益に関するフレーミング・ギャップも指摘される。1950年代から60年代にかけて各地で発生した深刻な公害が長期紛争化した理由の1つには、当時、戦争によって壊滅的打撃を受けたわが国を復興し、国民生活を安定、向上させるには経済発展が急務とされていた時代背景があった。復興の原動力である企業活動の一部に不具合があったとしても、わが国全体の利益を確保するためにはやむを得ないと社会意識があった。少なくとも当時は、原因企業の経済活動が国益に資すると見なされていた一方で、被害者の利益は国益とは両立し難い私的利益として整理され、結果としてあくまで補償を求める被害者団体は反体制、反社会的な集団として捉えられていたのである。

水俣病問題について、関係者は「チッソ水俣工場の排水とともに流出したメチル水銀が、魚介類を通して人体に蓄積することにより引き起こされた神経障害である」という基本的な事実認識は共有しているが、因果ストーリー、原因者、被害者、解決水準（補償対象者や補償水準）とその手法についての理解はかなり異なっている。例えば、2009年に施行された水俣病特措法についても、被害者は同法に基づく分社化によってチッソの原因者責任が消滅する可能性を重視するとともに、潜在的被害者を切り捨てる手段として同法が利用されることを警戒する。一方、チッソは被害補償を完遂するために不可欠な手段として分社化を捉え、行政は最高裁判決を踏まえた水俣病の最終的解決を図るための立法手段として捉えている。

このような関係者間のフレーミング・ギャップは、不信と対立、ゼロサム関係を事あるごとに深めていく方向に作用することになる。

(4) 阻害要因の除去処方と政策形成過程における合意形成

水俣病問題の真の解決とは、全ての関係者が水俣病に決着をつける（それぞれ一定の納得をする）、地域における共生が修復され、関係者がともに和やかに暮らせる地域が実現することである。このような地域社会を実現するには、ゼロサムの対立関係からプラスサムの協調関係への転換が求められることになる。そのためには、まず原因者が協調行動に転じる、自ら出向いて被害者の話を聞く、回避から接近への行動志向性の転換、すなわち協働的合意形成（mediation）という

視角から、事実認識や政策課題のリフレーミングを促進する具体的取り組みが不可欠となる。

環境被害問題は、私的利益追求の結果として生じた社会的不利益を誰がどのように負担するかという問題であり、私たちが自分だけの利益に固執する限り、容易に解決しない社会的ジレンマとしての性格を持つ問題だが、社会問題を評価し意思決定を行うに際しては2つの認識フレームがある（藤井：2004）。1つは「取引フレーム」であり、問題を取引問題（business matter）と捉え、個人の利害得失の視点から判断するものである。もう1つは「倫理的フレーム」であり、物ごとを倫理的問題（ethical matter）にとらえ、道徳、社会正義、公正といった視点から判断するものである。これは、私たちの持っている利己心と人間社会の一員としての公共心に対応している。

特に、私的利益と社会的利益の両立が難しく、社会的調整を図る必要がある分野では、私的利益を制限する対策に人々が納得できるかどうか、すなわち私たちの「受容意識」が重要になる。受容意識には「自由侵害感（infringement on freedom）」と「公正感（fairness）」が重要な役割を果たす（藤井：2003、2005）。自由侵害感とは、これまで自分が享受していた様々なものが制約されたり失われたりすることへの不快感や苦痛のことであり、取引フレームからくる受容意識である。一方、公正感（fairness）は倫理フレームに基づく受容意識であり、私たちが公正だと感じる度合いが高まるほど自由侵害感は減少し、政策への賛同が強まる傾向にある。

従って、環境被害に対する政府の政策や原因企業の対応が社会に受容されるためには、政策や対応の内容、あるいはそれらが実施される過程の中で、被害者が感じる公正感がどう確保されるかが重要となる。特に環境被害への対応について公正感が重要な理由は、復元困難な環境破壊や健康被害を含むことや、因果関係の科学的証明が困難な場合が多いことから、ある種の割り切りによって補償基準を決めざるを得ないからである。従って、関係者、特に被害者が納得できる（個人的、社会的観点から妥当と評価できる）公正感が、しばしば紛争化する環境被害の解決にとって大きな要素となる。

また、広く市民に負担を求める場合には、被害者、原因者だけでなく社会受容、すなわち国民も納得するような社会的な合意形成に向けての取り組みが重要となる。

関係者が公正だと感じる感覚は、「結果に対する公正感（分配的公正：distributive fairness）」と、「プロセスに対する公正感（手続的公正：procedural fairness）」とに分けることができる（藤井：2004）。ここでい

う分配的公正とは、私的利益と社会全体の利益双方の分配に関する公正さのことである。

手続き的公正とは、物ごとの決定から実施に至る経緯（プロセス）に関する公正さのことである。この判断基準は、手続きの透明性や妥当性、意思決定者（機関）への信頼性などである（藤井：2005）。つまり、適切な時期に適切な方法で信頼性のある必要情報を関係者に提供するとともに、影響を受ける人たちの判断を反映した対策を考え、実施に際しては、配慮された丁寧な手続きが行われることである（ドイツ：2003）。

分配的公正の重要さは言うまでもないが、2つの理由から手続き的公正の重要性を指摘することができる。第1に、その対策がもたらす経済的、非経済的な利益や不利益をすべて金銭で評価することは困難であり、またそれらを人々に公平に分配することも現実には難しい。被害補償問題には、多かれ少なかれこのような「避け難い不公平さ」がつきまとうためである。

第2に、政策を受け入れる（または拒否する）人々にとっては、現実には「分配的公平感よりも手続き的公正感の方が大きな影響を持つ」からである（Rasinski & Tyler: 1987、ドイツ：2003）。政策に関する手続き的公正感は、政策決定者、すなわち行政や議会と関係者の「信頼関係」の有無に左右される（藤井：2005）。

信頼は、相手から受け取る情報に依存することになるが、信頼を得る最も現実的な方法は、私たちが「信頼するに足る」と認めることができる行動（信頼性行動）を当事者や行政が積み重ねることである（小杉・山岸：1998）。この信頼は、共感や誠実さを伴った協力行動への「期待」とも言い換えることができる。ある環境被害が生じた時、被害者の苦悩や痛みを被害者の立場に立って共感的に理解し、誠意をもって取り組む、そのような期待に応える行動が、政策の形成から実施に至る各過程で行われることが、被害者から見た信頼感を醸成する。

環境被害の補償問題において、この信頼性行動が重要な役割を果たす理由は、金銭補償にはその性質上大きな限界があることから、被害者が健康被害などの取り戻すことができない損失を自分自身で納得し受け入れるには、それを埋める精神的な納得感、充足感が必要になるからである。物理的に回復できない損失を埋めるものが原因者や行政の被害者に対する共感であり、誠意であり、協力行動である。

原因企業や行政が、問題を早く解決するために円滑に被害者対策を進めるためには、まず被害者の不信を取り除き、失われた信頼を回復する努力から始めることが重要になる。環境被害における信頼を回復する行動とは、

具体的には①謝罪、②被害状況の正確な把握、③情報開示、④コミュニケーション・ルートの確保、⑤迅速な被害者対策の提案と実施、などだが、これらの行動の有無がその後の解決過程に決定的な影響を及ぼすことになるのである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 2 件）

①永松俊雄、福島原発事故における被害補償と社会受容、崇城大学紀要、査読有、37 巻、2012、11-30。

http://ci.nii.ac.jp/els/110009422479.pdf?id=ART0009900877&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1368676068&cp=

②永松俊雄、政策過程におけるフレーミング問題と行動選択に関する考察－水俣病特措法を事例として－、室蘭工業大学紀要、査読有、60 号、2011、19-38。

http://ir.lib.muroran-it.ac.jp/dspace/bitstream/10258/547/1/kiyo60_pp19-38.pdf

〔学会発表〕（計 2 件）

①永松俊雄「福島原発事故の被害補償と地域共創－環境被害の教訓から」〔地域活性学会第3回研究大会〕（2011年7月16日、獨協大学）。

②永松俊雄「水俣病特措法における分社化のメカニズムと運用に関する問題点」〔第14回人権交流集会企業分社化分科会 基調講演〕（2010年9月26日、札幌コンベンションセンター）。

〔図書〕（計 1 件）

①永松俊雄『環境被害のガバナンス－水俣から福島へ』成文堂、2012年、230。（2013年日本公共政策学会著作賞）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

永松 俊雄 (NAGAMATSU TOSHIO)

崇城大学・工学部・教授

研究者番号：00515934